

平成21年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成21年6月22日(月)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	6月22日 午前9時00分宣告(最終日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	政策推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		企画情報課長	鈴木 智久		
	民生部	部長	加賀 松利	次長兼 保険医療課長	齋藤 仁
		次長兼 住民課長	犬飼 博初	環境課長	上田 実
		高齢介護課長	佐藤 一夫	福祉・ 児童課長	鈴木 利彦
		健康推進課長	能島 頼子		
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 農政商工課長	西川 和彦	下水道課長	絹川 靖夫
		都市計画課長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理者兼会計管理室長	小酒井敏之		
	水道部	次長兼 水道課長	佐野 宗夫		
	消防本部	消防長	上田 正治	消防本部 総務課長	浅野 睦
教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹	
	小中学校給食センター所長	村上 勝芳	生涯学習課長	川合 保	

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議 事 会 局	局 長	松岡 英雄	書 記	金山 昭司
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 行政報告
- 日程第2 議案第39号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第40号 蟹江町小中学校給食センター設置条例の一部改正について
- 日程第4 議案第43号 町道路線変更について
- 日程第5 議案第44号 海部地区休日診療所組合規約の変更について
- 日程第6 議案第45号 平成21年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第46号 平成21年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第47号 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長に対する意見書の提出について
- 日程第9 議案第48号 ヒブワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書の提出について
- 日程第10 議案第49号 肺炎球菌ワクチンの早期承認と定期予防接種化を求める意見書の提出について
- 日程第11 議案第50号 「核兵器廃絶」を求める意見書の提出について
- 日程第12 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 大原龍彦君

皆さん、おはようございます。

足元のお悪い中、早朝よりご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成21年第2回蟹江町議会定例会の最終日の予定でございます。ご協力をお願いいたします。

皆さんのお手元に議会運営委員会報告書、総務民生、防災建設の各常任委員会の審査報告書、議案第39号に対し請求のありました資料は、防災建設常任委員に配付してあります。なお、防災建設常任委員会にて配付されました議案第43号の資料は、総務民生常任委員に配付してあります。

また、平成21年第1回定例会会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いいたします。各議員には消防署からの案内が配付してありますので、よろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る15日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 黒川勝好君

おはようございます。

それでは、去る15日の代表質問終了後に開催をいたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

最初に、意見書の取り扱いについてであります。

3月の定例会以降に提出されました11件の意見書の取り扱いについて協議をいたしましたところ、採択することになった意見書は4件でございます。

アの「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長に対する意見書」、

イの「ヒブワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書」、

ウの「肺炎球菌ワクチンの早期承認と定期予防接種化を求める意見書」、

エの「核兵器廃絶」を求める意見書、

この4件は、全会派の賛同が得られましたので、本日議員提出議案として上程し、採択することになりました。

なお、エの「核兵器廃絶」を求める意見書につきましては、要望措置項目の3番目に追加項目を入れることで、全会派の合意が得られましたので、追加項目の内容は、議案第50号に添付されております意見書案にてご確認いただきますようお願いを申し上げます。

3番目の項目であります。よろしくをお願いいたします。

次に、不採択することになった意見書は6件ございました。

アの「住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービスの充実を求める意見書」、  
イの「最低賃金の引き上げ、公契約法の制定、パート労働法の改正を求める意見書」、  
ウの「労働者派遣法の改正、時間外労働の規制など労働者保護の促進を求める意見書」、  
エ、「憲法9条改悪をやめるよう求める意見書」、  
オ、「生活保護の母子加算の復活を求める意見書」、  
カ、「保育制度改革に関する意見書」、

この6件は、全会派の一致を見ることはできませんでしたので、不採択となりました。

なお、継続審議することになった意見書は、「教育予算を大幅に増額し、子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書」1件であります。

次に、第3回定例会（9月）の日程が決まりました。

委員会報告書に添付されておるとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。  
2枚目でございます。よろしくお願いをいたします。

次に、第2回滞納対策特別委員会の開催についてであります。

7月6日、月曜日、午前10時から開催されますので、委員の方はよろしくお願いを申し上げます。

次に、臨時会の開催についてであります。

「蟹江北中学校屋内運動場の耐震補強等の工事請負の契約締結案件」を審議するため、第4回の臨時会を7月30日、木曜日、午前9時から開催をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

5番のその他であります。

国際交流の件についてであります。

代表質問でも取り上げられました内容でございますが、町側が予算内容とは違う交流先を一方的に決め、募集し、その後、新型インフルエンザの関係で白紙撤回されました。このことを我々は新聞や回覧で初めて知ったわけでありまして。

町長は、代表質問で議会へ報告する暇がなかったと述べられておりますが、4月と5月に開かれた臨時会後でも報告することはできたはずでありました。事前に議会へは何ら報告がされなかったことにつきましては、議会として大変残念でありました。

したがって、今後、このような重要な案件につきまして事業等の変更があった場合は、必ず議会へ報告されるよう要望を議長から町当局へしていただくことになりましたので、ご報告を申し上げます。

以上で終わります。

（9番議員降壇）

○議長 大原龍彦君

どうもありがとうございました。

ただいま議会運営委員長より報告がありましたその他の件につきましては、18日に町長へ申し入れをしておきましたので、報告をいたします。

○議長 大原龍彦君

日程第1 「行政報告」を行います。

石垣教育長から行政報告の申し出がありました。これを許可いたします。

○教育長 石垣武雄君

失礼をします。

全員協議会で報告をさせていただきました町民祭りサマーフェスティバルについて、その後の経過について報告をさせていただきます。

全員協議会では、6月2日に行われました第2回実行委員会で、盆踊りについて再度検討してほしいという提案が出されたところまで報告をさせていただきました。

その後、事務局を担当している生涯学習、教育委員会は、第3回の実行委員会が開催される前の段階で、婦人会さんと文化協会舞踊部門代表の方との話し合いの会を6月12日に持たせていただきました。

この会は、盆踊りを実施するに当たり、お互いが今までのしこりを乗り越えて、町の祭りのため協力し合うというねらいで設定したものであります。過去のこともいろいろ話が出ましたが、最終的に盆踊りを実施する場合、練習を行う必要があるので、練習の場に指導を舞踊部門の方、踊り手として婦人会さんが参加して行うということになりました。

そして、6月16日に第3回の実行委員会が開かれましたが、委員である婦人会さんから、ことしの盆踊りは中止する旨の発言がありました。この日は盆踊りを行うかどうか、決定する日でありましたので、他の委員の方からも意見が出されましたが、婦人会さんの申し出を受けて、最終的にことしは盆踊りはなしということで、サマーフェスティバルを行うことになりました。

議員の皆様にはいろいろご心配をおかけしておりますが、以上、報告させていただきます。

○10番 菊地 久君

申しわけありませんけれども、今、教育長からお話のありました点で、どうしても腑に落ちません。あなたの経過は大分抜けております、経過が。

そもそも私聞きたいんですが、事実かどうかわかりませんが、まずポイントの1として、盆踊りの指導を先回の盆踊りのときに殴り込みをかけた団体のその踊りの先生ですか、先生の指導を得てくださいと。これがどうも妥協案だったというふうに聞いております。

そもそも考えてみてください。例えば学校の生徒の問題で、暴力の先生がおって、生徒の父兄や生徒がいややというのに、その先生をやめることではなしに、注意することではなしに、そういう先生にもう一度勉強させてくださいと、こういう条件を出しておると一緒な

んですよね。そんなことだれが聞いたって聞くわけないでしょう。

だから、私はそういう仲裁案だろうか何か知りませんが、筋の間違ったことを形の上でやって、だからそのことによってやめましたという結果の報告を今されたわけでしょう。そもそもそれが間違いだと、何遍でも言っておるんですよ。

町が主催をしてやった盆踊りを妨害しようとしたわけでしょう、その団体が。ましてや前のあなた、町長がTシャツを着て30人引き連れてきて、右周りにも左周りに入り込んでけがをしたのかせんだとか、警察がどうたらこうたらという話まで出ておって、そういうことをきちんと主催側が整理をせんといて、今回のようなそんなばかげた処置の仕方があるのかと。それを報告しましたと。我々聞けば納得したと思うでしょう、あなたは。冗談でないですよ。そういうやり方自体が、町のやり方、姿勢が間違っておる。

そういうやり方をすると、強い者が筋を曲げてでもやろうという結果を招くから、税金でも一緒ですよ。払いたくなければ払わんでいいかと、そういう思想になってしまうの。そういう蟹江町になってはいけないので、どんなことがあってもいかんものはいかんという処置をしないさい。そうしないと、暴力のまちですよ、あなた。殺人のまち蟹江町と言われておるでしょうがな。そういう実態の中で、正しいことが正しいんだよという思想をつくらなければいかん、思想を。大事なことでしょう。

まあいいでしょう。考え方の違いなので、それ以上しようがないけれども、あなたのおっしゃった報告について、私は聞いて黙っておると、納得したということになるから、私は言うだけ。絶対納得せんでね。言うておくけれども。

(「おかしいよ」の声あり)

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

今、菊地議員からの発言でちょっと承るところによると、提案が12日の、最終的な会議でいうと、提案が問題を起こした講師を中心に進めていくという提案をあなた方がしたというようなことを言われたんですけども、これは事実かどうか、まず確認をしたいということですね。

もし事実だとすれば、どういう論議を経てそういう結果になったのか、ちょっと伺いたいと思うんです。どこでそれが決められたのか。

○教育長 石垣武雄君

いろいろお話がありますが、今質問を受けました小原議員さんの6月12日のことでありますが、提案という――提案は提案ですけども、話し合いの中でそういう方向を見つけたというようなことであります。というのは、先ほどちょっとありましたですが、当日、もちろんそういうあってはいけないことはお互い――お互いというよりも、婦人部の方にはお話をさせていただきました。しかしながら、10年来この町の盆踊りについてはそういうよう



な舞踊部門の方と婦人会さんの協力のもとで行われてきたということから考えて、そして、これ以上騒ぎを大きくしたくないということで、話し合いの会を持ったんです。

そして、お互い受け入れるところは受け入れながら、歩み寄りながら、そして、町の持つ盆踊りのために今までの過去の経緯もありました。それも特に去年はそういう別の面の形になってしまったんですが、そのあたりをもとに戻すわけではありませんが、何とか町の盆踊りをどうしたらいいかという話し合いでありました。

意見がいろいろ実には出なかったんです。そして、何がいいだろうな、そんな話の中で、私が先ほど申しあげました10年来のそういうような指導と踊り手というなかかわりから、どこかでボタンのかけ違いではありませんが、誤解が生まれ、それが大きくなってきた。

そういうことから、もう一度そういうような形で協力し合うということで、先ほどのお話しさせていただきました舞踊部門の方の、つまり盆踊りを踊るときに1年ぶりですと、確認する意味でなかなかこうだったかな、ああだったかなということはあるので、踊り手の方にポイントを教えていただくと。新しい曲ではありません。その確認をして、そして盆踊りに臨もうよというのも以前あったと思います。

ですから、そういうような場面で、ではこういう方向はどうですかということは確かにこちらのほうも1時間ぐらいの話し合いの経過の中でさせていただきました。そして、私は妥協案というのか、それを妥協案と言えば妥協案なのかわかりませんが、お互いの。私は双方が納得していただいたというふうに思って、その12日を終えております。

先ほどのちょっと発展しますが、16日の実行委員会で後で聞きました。私は実行委員ではありませんので、報告を受けたわけではありますが、そのような中止するという事をお聞きしまして、残念だったなということではございません。

以上です。

#### ○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、そうすると、1時間ぐらいの話し合いの中で、そういう一応一定の了解点ができて、つまり先ほどの菊地議員のお言葉をおかりいたしますと、主犯格のというと語弊がありますけれども、去年の祭りを乱した側の人にやっていただくということについて、1時間ぐらいの長い間論議した結果として、そういう了解点があったので、提案をしたということなんでしょうか。もともと町当局がそういう案を持って、その会議に出たんでしょうか。ちょっとそこのところははっきりしないので、聞かせていただきたいと思います。

それで、もう一つは、当事者ですけれども、大概これはどう見たって、双方かなりエスカレートしておる状況が生まれてますね。現に関係ない——ちょっと関係のある人でしょうか、興奮していらっしゃるようですから、そういう点から言うと、かなりエスカレートしてみえたのではないかなと思うんですけれども、そのエスカレートした中で、話し合いを両者

にしてもらったというか、そういう措置を講じたことはあるのでしょうか。

お互いにじっくりと両者のこの結果といいますか、そこをほぐすような、そういう会合というか、話し合いを持たれたことがないのでしょうか。なくて当局がある日突然そんな案を出すということは考えられんというふうに思うわけでありませけれども、また同時に1時間ぐらい話し合った中で、了解点に達したということであれば、後から婦人会さんがそれをやめたというのもまた理解できない点もあるので、ちょっとその辺のところをもう少し詳しく聞かせていただけないでしょうか。

○教育長 石垣武雄君

今まで婦人会さんと舞踊部門の方は、私の知る範囲では今の現会長さんだと思いますが、お話し合いを持ってみえます。そのあたりでなかなか双方の、ちょうど2人ずつされたのかな、その話も以前されたということを知っています。

今回そういうような突然ということはありませんが、特に生涯担当が事務局を担当しております。ことしについては実際提案する事務局ではありません。実行委員会のほうでまとめているということで、案もそちらのほうから出ておりますが、ただ、生涯のかかわりでお世話といっちはおかしいですが、しておるわけでありませ。

そういう関係もありまして、そして、この前の全員協議会も話題が出ておりました。やはり何かの動きが。といいますのは、今まで、例えばある指示を出すというか、お話をするにしても、例えば私ですと、町側でもそうですけれども、婦人会さんと、あるいは自分が舞踊部門の方と、こういうような形でありませ。こういう横の連携はなかなかなかったんです。それは僕は誤解というか、そういうようなボタンのかけ違いになっているのではないかなということをおもひました。

実際にこの会にお願いをしたのは、なかなか確かに腹の中ではいろいろ過去のことはあったと思います。その会に出席するのもなかなかためらった場合も、どなたもそうでした。けれどもその席に着こうよと、そして話し合おうよという姿勢を感じたんです。

その婦人会さんに行きますと、現婦人会長さんと前婦人会長さん、それから文化協会の方は舞踊部門の方、そして文化協会の会長さん、そしてもう一方、文化協会の相談役さんに出ていただきました。事務局のほうは私の取り回しというか、私と次長、生涯課長、それで記録といっちはあれですけれども、伊藤補佐が出ておりました。そんな会議であります。

そういう場で私も話をしたときに、双方がもしそうであれば、私はその席に出てみえないと思うんです。第3回の実行委員会の前の段階のときに、重々皆さん知っています。そしてそういうような話で盆踊りもというようなこともあります。

この前の全員協議会もそうでした。あのときも盆踊りをするかしないか、する方向でそれぞれが宿題を持って帰っているんです、委員が。町としても、教育委員会というか、担当としても、そういう形であればもっとうまく応援できないかなと。行き違いが今まであったい

うことも十分承知しております。そういう場で一堂に会して、同じ問題で話し合うことは異議あると、そういうふうにとられました。

そして、持たせていただいて、先ほどお話をしたとおりの、出席をされたいことを私は歩み寄って、何らかの解決策を見つけようという意味のあらわれではなかったかなというふうに思っております。

あとちょっとお話ししておいたもので、あと何の質問で。

以上、ごめんなさい、失礼します。

○8番 中村英子君

教育長の……

(「質問点がわからなかった」の声あり)

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、つまり1時間の間に、そういう了解点をあなた方が見つけ出して提案をしたということなのか、もともとあなた方がぼんと提案をしたのか、そこをはっきりしてくれということをおっしゃるわけでありまして。

それで、議長、いいね、これは。再質問等はせずに、もう一遍聞きたいので、後で。いいですね。

○教育長 石垣武雄君

あらかじめ何かの会みたいに、こういう案でどうですかということは、そんな形ではありません。集まっていたきながら、過去のことも十分出ることも承知しながら、ですから話し合いも声高になったわけでありまして、でもそこを乗り越えて、ことし以降の、来年以降含めて、町の盆踊りのために話し合いを持ったんです。

どんな形があるんだろうなど。過去のことも話しする中で、そういう場面もあったなということから、そういう形で、あとうちのほうからというか、話の中でそういうポイントをつかんで、過去のことを振り返りながら、こういうので歩み寄りですかねというような形で言ったと、私は思っております。

ですから、もし今何か不服みたいな感じが、私は12日は本当に、そう言ってはいけませんが、終わってよかったなと思って帰りました。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎であります。

よくわかりました。ということは、ところでちょっと話変わりますけれども、実行委員長さんはどなたでしたっけ。つまり実行委員長が中心になって、了解点というか、和解をつくり上げる努力を長時間かけてやられたということではなくて、教育長、いわばどちらかといえば教育長、町当局が中心となって努力をされたというふうに理解していいですか。

(「はい」の声あり)

そういう点で、つまりあくまで町は事務局側として、両者の和解を求めて努力をされた。しかも一定の了解点に達したと。その上で先ほどの提案、報告のあった方に指導をしてきたということに婦人会さんも含めて了解点に達して、そういう結論になったということを受け取っていいんですか。

(「はい」の声あり)

わかりました。

そこで、こういう結果を踏まえて、町長、来年はどんなことをお考えか伺っておきたいと思えます。

○教育長 石垣武雄君

いや、ちょっとこちらのほうでお話があったんですが、私は持ち帰ったというふうに思っておりません。その場で理解を得たというふうです。

(「言っている」の声あり)

いやいや、これ間違いないです。

来年以降ということもありますが、私はことしの盆踊りがこれで何とか練習1回含めながらできると思っていたんですが、確かに第3回の実行委員会で申し入れがあったということで、ですから先ほどからお話が出ている菊地議員さんのほうからも持ち帰ったというようなことになってしまったなというようなことを、今聞いて思ったんですが、12日に本当に理解を得たんです。

私ももう少しお話をさせていただく時間を許していただけるなら、翌日に婦人会さんの話があったということは聞いております。その後、それも普通の会と盆踊りの会の話がボランティア部会があったんだろう。私は、ただどもこの16日の第3回のところを婦人会さんが中止ということになって、後でいろいろ考えたんです。それ以後は実際に細かなことは婦人会さんも舞踊部員の方も話をしておりません。

私なりにこれ考えたあれなんですけれども、歩み寄りのことを考えた。そこで、一たん会は了解した。けども、去年のことしということで、少し婦人会さんも時間を置いたほうがいいのか、そんなことを思われたんではないかなと。でことしは中止ということかなというふうに思っております。

来年以降につきましても、フェスティバル、この実行委員というのは、町長が委嘱をした実行委員さん、その中で委員長も伊藤という方がやってみえますが、まずことしはなしで進めながら、また機を見て盆踊りが復活ということも当然あるでしょう。そういう面で、今後これをまたサポートができたらしめていきたいなというふうに思っております。

以上であります。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

教育長はね、今いろいろお話されましたけれども、菊地議員が言っておるように、私、教育長の報告、お話としては非常にがっかりしております、実際のところ。

物事の本質的な問題解決ということではないですよ、このやり方は。あたかも当事者が文化協会の舞踊の人と婦人会の対立、このことによって問題が発生しておるといふような言い方ですけども、菊地議員からもありましたように、この教育長の問題解決の方法は、本当に声が大きく、怒鳴ってきて、強いものがそのままいいという問題解決ですよ。最初の問題解決というのは謝って、その後の当事者同士の問題解決にしてしまったものだから、そこで物事はすりかえられておるの。実際にどういう行動がよくて、どういう行動がいけないかという基本的な判断のところが抜けているではないですか。基本的な行動ですよ、そのお祭りの、町が主催したお祭りのやっている最中に、基本的にどういう行動がよかったのか悪かったのか、婦人会さん、何かそこで悪かったんですか。その時点で、前回のお祭りのときに。

その行動の本質をちゃんと見て、いけないことはいけないよと、そういう問題解決するのが町の立場ではないんですか。それをせずに引きずって、あたかも婦人会と舞踊の殴り込んできた人との問題にすりかえて、次のお祭りをどうしようという話のときにまとまらないからといって、双方で話し合いをしましょうと。一等最初の行動について、きちんとけじめをつけさせるということをしなければ、根本的に問題解決しませんよ。

そういう行政のリードの仕方、それほど関係者をがっかりさせるものはない。おかしいんじゃないの、この問題解決はということが残りますよ、ずっと。非常にもうがっかりした。これ教育長、よく考えていただきたい。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

本件につきまして、この報告のまま、しかも今の質問のまま、これで終了ではちょっと禍根を残すというか、来年に向けた取り組みで問題を残したまま終えてしまうことになると思うんです。

どこかで議長さんの計らいで、つまり引き続き継続して当局にこの問題を本当にお互いに了解点に達する努力をしていただくなり、あるいは我々も協力するならば、議員総会なり何なりで一定の深く話し合う場を設けていただくということを今回の報告ではありますけれども、方向として見出していただきたいと思います。

(「はい、わかりました」の声あり)

○議長 大原龍彦君

今回は、盆踊りは中止ということになりましたので、次回の盆踊りのことについては、また検討課題として……

(発言する声あり)

いや、実行委員がありますから。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、これは本定例会のうちに、一定の方向性だけは議会としても出しておいたほうが良いと思うんです。

例えば当局に加わっていただいて、解決の方向性ですね、これをどこかで話し合っていたく機会を……

(「調査委員会ならいいんだって」の声あり)

調査委員会、そんな大げさになるかどうかわかりませんが、そういうような方向ですね、方向を見出していただく。各派代表者会でもいいですし、議会運営委員会でもいいですけども、論議の持ち方、これから和解というか、そういう方向をつくり出していく上での方法ですね。議会としても見出してやる必要があるんじゃないかというふうに思いますので、それを今定例会に結論を出さずに引きずるとおかしくなると思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

○議長 大原龍彦君

暫時休憩します。

(午前 9時34分)

○議長 大原龍彦君

引き続き会議を開きます。

(午前 9時39分)

○町長 横江淳一君

議会スタートから大変皆様方にご議論をいただいております、ご説明をさせていただいた教育長にも申しわけないなと思っておるわけでありまして、実は行政報告をさせていただいた中で、今、菊地議員、中村議員、いろいろご意見はございます。それは十分私も理解はいたしております。

ご理解いただけないかもわかりませんが、先ほど来、るるお話の中で、最終的には我々も婦人会の皆さん方、そしてそれから当事者の皆さん方も実は非公式のいろんなお話し合いをさせていただきました。先般の全員協議会以来、部門の関係の方、それから文化協会の会長さんの方、役員の方、それから婦人会の代表の方、ボランティアの方、るるそれぞれ個別にお話をさせていただきましたし、会ってお話もさせていただきました。

そんな中で、私が結論づけさせていただいたのは、めいめいのところでめいめいのことを言っておっても、これは全く解決にならない。ということで、一つのテーブルに着いたらどうですかというご提案を差し上げたところ、皆さんが快く、ではということで、今先ほど行政報告にありましたような結果になったということだけをご理解をいただきたい。

それで、その場所で、私も結果だけしか聞いておりませんが、今、いろんなご不満は双方ありましょう。ありましょうが、今ここで皆さんが手を組んで、蟹江町の盆踊りとして、この伝統ある盆踊りを皆さんでこれから継承していきましょうということの中で、私は決まったというふうに聞いております。

がしかしながら、その後婦人会の皆様方から、いや持ち帰っているいろんなお話をしたときに、そのときは納得をしたんだけど、やはり昔からの10年以来続くいろんな関係の中で、それぞれの部門の方々から、いやそうだったら一遍休んだらどうですかというご意見があったやに聞いております。これも何人かの方に聞いたわけではありません。二、三人の方であります。決して婦人会の皆さんは怒ってやめたとか、不服でやめたということではないというふうに私は理解をいたしております。

そんな中で、今年度はお祭り実行委員会の中で、そういうご報告をされ、大変申しわけなかったというふうに婦人会長さん、それから関係者の方が言ってみえたということも報告を聞いております。そして、来年度については蟹江町の盆踊り、せっかくここまで来て楽しい町民祭りをやっていたので、来年度についてはもう一遍やれるような方向で我々も一生懸命になってやっていきたい。

実行委員会の皆様方も一緒になって、この問題を解決する。当然私も当事者に入って、これからしっかり解決させていただきたい。ただ、このことを何もやってなかったではないかと言われるのは大変残念であります。数年にわたっていろいろやらせていただいたわけですが、結果的にはできなかったですから、それについては何も申し開くことはできません。がしかし、日々努力をさせていただいておったということは、ご理解をいただきたいとともに、今後もお祭りが、盆踊りができますように、我々も一生懸命になって協力させていただき、関係団体に働きかけ、皆さんと一緒に、一つに向かっていきたいなど、こんなことを思っておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長 大原龍彦君

これで行政報告を終わります。

○議長 大原龍彦君

日程第2 議案第39号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

日程第3 議案第40号「蟹江町小中学校給食センター設置条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本2案は総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 林英子君、ご登壇ください。

(6番議員登壇)

○総務民生常任委員長 林 英子君

総務民生常任委員会に付託されました2案件につきまして、去る6月9日に委員会を開催し、全員出席のもと、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず初めに、議案第39号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査の冒頭に、理事者側から請求資料の配付があり、それについて補足説明を行いました。その補足説明は、基本、要するに医療の課税額と後期高齢者医療支援金の課税額、それから介護納付金の課税額、それぞれ3つに分けてございます。その中で所得割を要する世帯、これは町県民税の関係で、所得割が出ている方の世帯でございますが、それが4,498世帯、そして同じく後期高齢者4,498世帯、それから介護納付金では2,150世帯、こういった世帯が20年度でカウントされておりますという資料説明がありました。

続きまして、質疑の中で、資料説明の中で基礎課税額45万円から47万円になるが、資産割とか、その他の条件等あるが、そういうものの関係なしとした場合、年間所得の幾らぐらいのところはこれに当てはまるのかという質疑がありました。

答弁としまして、この基礎課税額の税率といたしますか、それは4.7%となっておりますので、47万円上限ということになりますと、ちょうど1,000万円を超える方は上限額になる。そういう答弁がありました。

そして、次の質疑は、これだけ町民税を払わせていただいて、おまけに今回は国保までほとんど病院にかかっていないのに金を取りっ放しになるのではないか、そういうようなことを言う人が多分出てくると思うので、そのことについて当局側はどのような答弁をされているのか、そういう質疑がありました。

お答えとして、特定検診がこの20年度始まり、その折にメタボ検診ということで、人間ドックがなくなってしまいました。20年度には問い合わせとか要望が結構あったようですので、21年度の6月からは人間ドックの助成補助を1回5,000円行うということに決めましたという答弁がありました。

次に、この改正要点の規定のところ、上場株式に係る配当所得を総所得金額に加算する規定を加え、同条第2項を具体的に法第314条の第2項を明文化と書いてあるが、そして、こういう問題は書いてあってもさっぱりわからない。もう少しだれでもわかるように教えてほしい、そういう質疑がありました。

答弁としまして、改正の仕方はこのようになっていますので、今後一部改正要点のほうで、できるだけ解説を入れて、わかりやすくするように努力いたしますという答弁がありました。

そして、ほかにも若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切りまして、討論を求めたところ、討論もなく、議案第39号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第40号「蟹江町小中学校給食設置条例の一部改正について」を議題とし



ました。

審査の冒頭に、理事者側から設置条例について補足説明がありました。補足説明は今回の設置条例について、愛知県の設置条例を市町村の状況を調べさせていただきました。18の市町村で保育所なり、幼稚園なり一緒に業務をしているセンターがあります。そのうち幼稚園だとかは文部科学省の関係ですので、除き、保育所として一緒にやっている市町村というのが4市町村ございました。あとは設置条例として、保育所と一緒に条例を設置しているところはございませんでした。

そして、愛知県の健康学習課で確認したところ、学校給食法による施設の設置ということであるため、保育所という文言は設置には適当ではないという助言をいただいておりますという説明がありました。

質疑といたしまして、第4条中の第1項及び第3項中の事務を業務に改めるということですけれども、事務と業務というのは、担当の所長はどういうふうにお考えですかという質問がありました。

答弁といたしまして、今回設置条例を改正するに当たって、文部科学省が管下している準則によりますと、この文言の事柄については、業務が正しい言い方でありました。他の18市町村を見てみましたところ、事務という言葉では入っていませんので、今回改正に合わせて事務を業務に改めさせていただこうと考えております。そのような答弁がありました。

引き続きまして、栄養士の事務の関係で、今度業務になるわけですけれども、今までに引き続き栄養担当の方がセンターに見えて、保育所の方のアレルギーの関係をやられるのか、また新たに今度立てられて取り組んでいくのか、また学校給食の生徒さんのアレルギーにも関係してくるものですから、その辺はどのように考えておみえですかという質疑がありました。

答えといたしまして、アレルギー調理室をつくっておりますので、保育所給食については、今現在もアレルギー食をやっておりますので、今度7月17日から行われます保育所給食については、新しいところでもアレルギー食をやっていきますという答弁がありました。

次に、子ども会なんか試食をしたいと申し入れがあった場合に何日前に申し込んで、何人ぐらいができるのか、いろいろな人が試食をしたい申し入れがあった場合に、何人が入れて、何日前に申し込まなければいけないのか、そういう質疑がありました。

お答えとして、賄い材料の注文もありますので、1カ月ぐらい前に申し込んで、人数は60名ほどですが、2階のホールを使うということと、そういうようなことを考えて、今は進行形ということととらえていただくとありがたい。そういうことはまた今考えていますので、皆さんの意見を聞いてやっていく、そういう答弁がありました。

他にも若干の質疑がありましたけれども、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第40号は全員賛成で可決すべきと決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

ありがとうございました。

(6 番議員降壇)

○議長 大原龍彦君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第2 議案第39号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

○8番 中村英子君

8番 中村ですけれども、ちょっと私が聞きにくかったものですから、もう一度ご説明をお願いしたいと思うんですけれども、47万円という限度額を払う人が年間所得でどれくらいかということの質問に対して、1,000万円というような今お話が簡単にあったんですけれども、これは資産割も何も考えずに1,000万円ということだったんですけれども、単にこれ家族の人数だとか、いろんなことがありますので、簡単には言えませんので、1,000万円という数字、ちょっと理解ができない数字だったんですけれども、この辺についての質疑応答について、もう一度説明をしていただけたらと思いますので、お願いします。

○総務民生常任委員長 林 英子君

皆さんのお手元に議案第39号の請求資料が行っていると思います。この説明の折にも齋藤次長が言っておりましたように、こういう人たちの中で1,000万円以上の方が対象となる計算が出てきたという報告を受けているだけで、その中身のどういう計算で1,000万円かということは、課税額、これは4.7%という、基礎課税額の税率が4.7%となっていますので、47万円上限ということになりますと。ちょうど1,000万円を超える方は限度額になるであろうと、そういう答弁がありました。

○議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第3 議案第40号「蟹江町小中学校給食センター設置条例の一部改正について」の委

員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第4 議案第43号「町道路線変更について」を議題といたします。

本案は防災建設常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○防災建設常任委員長 吉田正昭君

防災建設常任委員会に付託されました1案件につきまして、去る6月9日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第43号「町道路線変更について」を議題としました。

審査の冒頭、理事者側から説明資料の配付があり、皆様のお手元にも説明資料が配付されていると思いますが、今回の路線変更の場所等についての補足説明がありました。

次に、審査に入ったところ、払い下げの部分はどこまでか、払い下げする場合、接合している人が対象になるのかという内容の質疑があり、これに対し、対象になるのは補足資料によるオレンジ色の部分である。払い下げをする土地の隣接している所有者を対象に話を伺うという趣旨の答弁があり、また地元の意見を聞いたりするのか、払い下げの価格はという内容の質疑がありました。これに対し、地元の町内会、土地改良に事前に相談する。相続税評価を基本に固定資産税評価などとあわせて考えているという趣旨の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第43号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長 大原龍彦君

以上で委員長報告を終わります。

直ちに委員長報告に対する質疑に入ります。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

町道というのは、一般的に行きどまり道路というのは余りないというふうには伺っておるんですが、このあたりは、この205と204という町道というのは、どんな経過でできた道路なのかお伺いいたします。

○防災建設常任委員長 吉田正昭君

この道路に関しましては、この地域を土地改良したときにできた道路というふうに思っております。

○議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第5 議案第44号「海部地区休日診療所組合規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第6 議案第45号「平成21年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたし

ます。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○10番 菊地 久君

10番 菊地です。

今回の補正予算で、主な事業としては学校の耐震の問題であります。

そこでお尋ねしたいんですが、これ新聞に出ておりましたように、耐震化率全国、愛知県は6位だったかね。それで蟹江町を見ますと、2008年が64.3で、2009年が67.9というようなことが書かれておるわけですが、今回の補正予算で、北中を初め、他の小学校をやったときに、蟹江町におけます国公立の学校というのは、今回これで終わりで100%ですよという結果になるのか。まだ、学校で残されたところが何カ所かありますよとおっしゃるのか、それが第1点です。

それから、あわせて町の施設の問題でありますけれども、保育園の関係はいかなもののでしょうか。

それから、そのほか町のあります施設として、例えば体育館はどうなんでしょうかとか、それらについて、ほかの町の施設について、学校はこうですよ、その他の保育園はこんな感じですよ。そして、例えば体育館はどうなっておるんだとかと、町のね。それらについてもしおわかりでしたら、第1点、その点についてお尋ねを申し上げたいのが第1点です。

それから、2つ目ですが、今度土木の関係で補正予算組まれているわけでありまして、今回特に中瀬台の団地の中の700万円、側溝工事等で組んでおみえになるわけでありまして、特に予算で蟹江町が土木関係というのは大分絞られてきておまして、全体の中で非常に低い位置にあるわけですね。年々減ってきたわけですが、今回補正で一気に出されたわけでありまして、まだまだ不十分な点がたくさんあるかというふうに思いますけれども、今回中瀬の700万円ぽんとお組みになりましたが、その他の同じような団地の関係だとか、その他早急にどうしても入れていかなければならないというようなところはないでしょうか。その点についてはいかなもののでしょうか。この2つについてお願い申し上げます。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

学校の耐震の問題でございますが、今回、文部科学省のほうが各市町村の学校の耐震化について発表いたしました。その結果が新聞記事に掲載されていたわけですが、議員おっしゃいますように、20年4月現在で蟹江町の場合は64.3、それから21年度4月では67.9という格好でなっていて、実際には新聞によりますと、6棟が倒壊の危険があるというようなことで紹介されておりました。

その6棟についてですが、どんな校舎かといいますと、実際には6棟ではなくて5棟でございますが、この5棟というのは耐震診断の結果、いわゆるI s値が0.3以下、そういう校

舎について、要は倒壊の危険があるということでの調査でございますので、ではその校舎は  
どういう校舎があるかといいますと、実は今回補正に上がっております舟入の上の部分、体  
育館、それから蟹江小学校の体育館、北中の体育館というのが、今年度、今回の補正でやら  
させていただきますものです。

それから、あと0.3以下というものが実は来年やらさせていただこうと思っておりますが、  
須西小学校の体育館、それから学戸小学校の体育館が0.3以下という、そういう数値になっ  
ておりますので、これも先ほど来年と言いましたが、ことし国のほうの補正予算で大きくま  
たその財源を確保していただいているということでもありますので、この9月以降の議会でも  
って、補正予算として上げさせていただけたらと、そんなふうに思っております。

それで、そうしますと実際に来年というか、ことし終わりますと、実はまだそれこそこと  
しの3棟、それから来年まだ2棟残っているわけですので、来年でもって初めて倒壊の危険  
がある建物としては100%という格好になってきます。

ただ、実は学戸小学校とそれから北中学校の校舎、その2つについてはI s 値が0.67でし  
た。そうしますと、学校の基準というのが0.7ということでございますので、それをやはり  
0.7以上に持っていく、そういう耐震工事が必要でございますので、それについては23年に  
やりたいと思っておりますし、もう一つ言い忘れましたが、実は須西小学校の管理棟です。  
職員室のあるところ、そこの数値がたしか0.5、若干以下だったと思いましたが、そういう数  
値でございますので、その須西小学校についても来年ですね、先ほど言いました須西小学校  
の屋体、それから学戸の屋体とともに一緒にやっ払いこうと、そんなふうに思っています。

ただ、須西小学校についても倒壊の危険があるという、そういう校舎ではございませんの  
で、ちょっと最後のほうに遅らせて、その工事をやっ払いこうと、そんなふうに考えており  
ます。

それから、あと、学校ではないですが、実はあいりすがありますので、あいりすについて  
も実は建物については十分古い建物でございますので、あいりすについてもやはり耐震の補  
強はやっ払いかなければならんかなというふうに実は思っております。学校の校舎というふ  
うでは数には入っておりませんが、今後といいますか、23年以降ですね、あいりすに  
ついてはやっ払いこうと、そんなふうに思っています。

以上です。

○水道部次長・水道課長 佐野宗夫君

水道のほうの施設といたしましては、耐震診断の調査をさせていただきました。その中  
で耐震の不具合を生じているところは、旧の事務所、北側でございます。そのところの耐震  
の施設としての改修は終わっておりますので、すべて終わっているということを私自身解釈  
しております。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

保育所の建物についてですが、保育所6園ございまして、うち4園については17年度耐震審査を行いました結果、補強は必要がないという回答を得ております。

あと残り2園についてですが、そのうち1園は南保育所になります。南保育所は建てかえの予定が立っておりましたので、耐震診断はやっておりません。もう1園は舟入保育所になりまして、舟入保育所については平屋ということもございまして、診断は行ってございません。

以上でございます。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

それでは、町内の団地の整備のお尋ねについてお答えさせていただきます。

町内団地の側溝等の整備工事につきましては、継続的にずっと行っておりましたが、実は既に藤丸団地、それから南蟹江団地におきましては、特に藤丸団地の場合はかなりの年数をかけて整備が終わりました。南蟹江団地につきましても数年で整備を行いました。

実は今回、中瀬の団地の側溝の整備ということで上げさせていただいておりますが、昨年ぐらいに団地の一部のところで非常に流れが悪い、側溝の排水が滞るといようなご意見をいただきまして、調査をした結果、側溝の古さもございまして、不等沈下等を起こしておりますので、その部分について今回、昨年からの団地の側溝整備ということで、中瀬団地を継続的にさせていただいております。

また、団地というとらえ方をしますと、例えば議員お住まいの蟹江団地ですとか、駅前団地とかございまして、そういったところにつきましても状況を見ながら、今後、もちろん予算の関係もございましてけれども、特に排水状況等で地元を含めて、ご要望があれば、また年次計画の中に組み入れていく必要もあろうかと思いますが、当面中瀬台につきまして、あと一、二年整備事業として継続をさせていただきたいと思っております。

○消防本部総務課長 浅野 睦君

耐震補強工事のことでお答えをさせていただきます。

私ども防災のほうで耐震診断の件を調査させていただきました。その折に耐震補強工事につきまして、消防、それから防災の拠点となります役場、それから避難所となります中央公民館の分館等、耐震の補強工事をさせていただきました。

それと、昭和56年の5月以前の建物になります、調査の段階で、中央公民館の分館のほうにつきましても、耐震の補強は必要はないだろうというような判断をさせていただきました。町の施設ではございますけれども、昭和55年の建築基準法の改正以前の――改正後の建物につきましては、必要はないだろうと。それ以前の建物につきましては全部調査をいたしまして、先ほど各担当の課長さんのほうからもお話がございましたけれども、必要なところは順次計画方法にのってやっていただいているところでございます。

以上でございます。

○生涯学習課長 川合 保君

町の体育館であります、調査の結果、耐震強度はありますので、補強する必要はないということでありました。

体育館の分館であります、そちらのほうは強度がちょっと足りないということで、今後使用していく中では、今後も引き続いて使用していくということであれば、それを検討していくということであります。

以上であります。

○高齢介護課長 佐藤一夫君

老人の関係の施設でございますが、福祉センター本館、それから学戸、舟入のふれあいプラザ、こちらのほうは耐震の補強ということでは必要ないということでございますし、それから福祉センター、分館、憩いの家でございます。こちらと新蟹江分館につきましては平屋であるということでございます。

○10番 菊地 久君

学校の関係につきましては、こうやって新聞で国のほうも補助率を上げたりしながら、非常に積極的に進めようとしておるわけですが、全国的にはまだまだいろいろとおくれておるようでございますけれども、蟹江町は東南海地震の真ただ中にあるわけですので、万が一というときには万が一と言われますので、財政的に大変だと思いますけれども、先ほど聞きました、これから蟹江町の公共施設で、どこどこはお金をかけてでも耐震工事をやらなければいけないのかと。それについては町長は予算がということをよくおっしゃっておいりましたけれども、この二、三年の間だと思いますけれども、ほとんどのところへ手をかけよう。そうすると総額は財政当局で計算をされておると思うんですが、総額、この耐震に関係をする費用としては、一体財政で幾らいるんでしょうかねと、こういうことを私は尋ねたいわけでありまして。

きょうここで総額を出せというわけではございませんので、何らかの機会に2年なり3年計画で、こことここと、場所ですね。こことこことこは必要ではないかと。ここについては大体このぐらいの予算が必要なんですよというようなことを資料としてまとめて出していただきたいというふうに思うわけでございますけれども、よろしいでしょうか。

もしよろしければ、そういうことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○総務部長 坂井正善君

今の菊地議員からの耐震関係の質問でございます。

この関係につきましては、以前に出したような記憶が私自身はあったものですから、先ほど答弁はちょっと控えさせていただきました。

今の資料の関係でございますけれども、極力できる範囲内、各施設の施行年度、並びにまた施行金額等につきまして、今度は先ほど教育次長からお話もございましたが、9月にまた



耐震の関係の補正を出すということでございますので、それにあわせて資料として提出をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

1点のみ質問させていただくわけではありますが、11ページでございます。

11ページの下欄ですね。総合福祉センターの管理費並びに総合福祉センターの整備事業ということで、ご提案があるわけではありますが、1つはこの雇い人の賃金ですね。これは1人パートか臨時か何かでふやすということなんでしょうか。もしふやすとすれば、何か新たなことをおやりになる計画があるんでしょうか。ちょっと伺いたいと思うわけでありす。

2つ目ですけれども、私は町長、社会福祉協議会と蟹江町とのかかわりについて、一定の改革をして、より住民に役立つこの福祉協議会、機能できる福祉協議会という方向で、改革を進めていくということをおっしゃられたというふうに思うんですね。その後、どのように変化をしておるのかなということは注目しているわけ、来ているのかなということを注目しているわけでもありますけれども、なるほど、ことし所長、大河内水道部長、定年退職されていかれました。

これが一つの方向なのかなということも私、注目しているところでありますが、そこで実はこの間、6月8日に朝日新聞の記事で、社会福祉法に基づく低所得者の医療費を無料、ないしは軽減する、この方法が朝日新聞に載っておりました。それは病院がこの事業に取り組んで、皆さんの医療費を病院がただにしてあげるという制度ですね。昭和50年に法改正があって、実施されているそうでもありますけれども、全国では100数十の病院がやっているわけですが、愛知県では掖済会病院と済生会病院、この2つの病院しかない。このことをやる、この事業をやる病院には固定資産税を減免する、こういう制度のようであります。

そこで、この病院に蟹江町の低所得者がどうしても、実は生活保護ぎりぎりの皆さんに、実に本当にたくさんの人たちにそういうことで会っているんです。お年寄りだからお医者さんにかかる率が非常に高いんですよ。あるいは母子家庭ですとかね。

そこで、医者へ行くとぎりぎりなものだから、もう一遍に暮らしができなくなるわけなんです、この皆さんをどうしたら救済できるのかなということを研究しているわけではありますが、そこで、私はこの制度を蟹江町でどう活用したらいいかということを経直接総合福祉センター所長に研究してくれと申し入れました。

さて、その具体化ですけれども、蟹江町で例えばかかりたいとすると、社会福祉協議会の承認が必要だということなんだそうであります。

さて、それで蟹江町で可能かなと思っておるわけでもありますけれども、この点について、例えば行政の当局の立場からすると、この社会福祉協議会がそういう点で機能する上で、町

はどういう役割を果たしていただいて、あるいは社会福祉協議会任せなのかどうなのかですね。その辺のところをこの際、聞いておきたいわけであります。お願いいたします。

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

今のご質問でございますが、医療費の低所得者に対してのご質問だと思いますが、この件につきまして、社会福祉協議会のほうから報告は受けておりますが、何分初めてのご質問みたいな感じで社会福祉会も勉強する時間をいただきたいように私は伺っております。

ただ、固定資産税の今議員言われたように、減免の件もありますので、その辺の研究をさせていただいてから、またご報告させていただきたいと思っております。

○高齢介護課長 佐藤一夫君

雇人賃金でございますが、これは老人福祉センター学戸分館の臨時職員1名分でございます。

○7番 小原喜一郎君

つまり所長から報告があったということは、あなた方のほうの協力も得ながら研究していきたいという姿勢があらわれているというふうに受け取っていいわけですね。

それで、当然町当局も共同して研究していただくということでもありますけれども、固定資産税の減免について、これは例えば愛知県では、それを実施しているのは済生会と掖済会なんですよ。いずれも名古屋市内です。だから、固定資産税を賦課する権利があるのは、名古屋市ですから、蟹江町は直接固定資産税云々ではかかわりがないわけですよ。

そういう中で、蟹江町の患者の皆さんが掖済会ないしは済生会が診ていただくというふうにする場合に、社会福祉協議会の許可ですね。許可証を発行してもらえるかどうかということが、愛知県とのかかわりで可能かどうか。やっただけであれば本当はこんなうれしいことはないわけですね。

最近、昭和50年出た当初はバブル期で、経済状況はもういいときだったものですから、余り利用はなかったようですけども、ここ派遣切りだとか、派遣村が誕生して、派遣村から紹介されるのが多いそうですけれども、しかし、町村、あるいは市等でもそのことについて挑戦を始めているそうであります。

愛知県では去年は6,000万円くらいの費用、そういうのにかけたそうですね。病院のこれらお答えでありますけれども、そういう実例があるわけで、蟹江町からそれを見ていただくようにするにはどうしたらいいかということはまだ研究はされていない。今、報告を得ているということを伺ったので、どの程度までなのかということをちょっと伺いたと思います。

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

先ほど申し上げたとおり、まだ報告を受けたばかりですので、これから勉強させていただきたいと思っております。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

13ページ、一番下の土木費の中のふる郷ふれあい事業24万7,000円ですが、議案説明では県道の清掃などに関する愛・パートナーシップのようなものと、アダプト制度みたいだという用語が使われました。かねて道路のごみ拾いはいろいろな団体がやっていることは承知しておるんですが、24万7,000円組まれたというのは、具体的な事例があるのかどうか、要するにどこから希望か要請、あるいは既に活動しているから補助をしたいんだというようなお考えがあるかが一つ。

それから、もう一つは、要綱を準備しておるといふ答弁もありましたが、たしか議場で言われたように思いますが、要綱を出すだけではよくわからないんですね。町として、こういうことによって、町道の美化清掃を推進したいという具体的な方針、考え方があるかどうか。もちろん要綱をつくられるんだから、あるわけですけれども、24万7,000円だけ組んでおくと、今年は打ち切りで、これ以上やりませんというような話になってくるんですが、費目を振りかえてでも、その活動が拡大していくということをお考えになるほうが僕はいいと思うんですね。その2点についてお伺いします。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

それでは、お答えいたします。

実は昨年、まちづくり協働モデル事業が行われまして、その中にもいろんな町の公共施設の清掃等にかかわっていただいたような内容もございました。そういった事例を受けまして、今回町のほうで議員言われました県の愛・道路パートナーシップ事業の町版のような形で、今回のふる郷ふれあい事業として、町版としての採用を考えております。

具体的には、実は昨年のまちづくり協働モデル事業の中の3つほどの団体と、それから既に活動をいただいておりますパートナーシップ事業で5つぐらいの団体さんがございまして、その中にも一部の団体におかれては、町道のほうのそういった活動にもご参加をいただいておりますというようなことがございまして、そういった団体を対象に今回の予算を組まさせていただきました。

それと要綱等の関係でございますが、この前、先回るときに要綱等の準備をしておるといふような答弁をさせていただいております。議員のお尋ねは恐らく広報等でのそういった周知とかということもしていくのかというようなお尋ねであろうかと思いますが、まだ具体的には考えておりませんが、こういった事業を新たな事業としての報告といいますか、広報も必要であればしていくべきであると考えております。

○議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

10時45分まで暫時休憩いたします。

(午前10時30分)

○議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 大原龍彦君

日程第7 議案第46号「平成21年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読になっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第8 議案第47号「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長に対する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

ご提案申し上げます。

議案第47号「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長に対する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成21年6月22日提出。

提出者、蟹江町議会議員、松本正美。

賛成者、蟹江町議会議員、黒川勝好、同じく小原喜一郎、同じく中村英子、同じく奥田信宏、同じく高阪康彦であります。

朗読をもって提案いたします。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長に対する意見書（案）。

本町は、平成14年に東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定され、地震対策緊急整備事業計画に基づき、地震防災対策の推進に全力で取り組んでいるところである。

この計画は、平成21年度末で期限切れを迎えるが、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業を策定していることから、今後実施すべき事業が数多く残されている。

また、近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、公共施設の耐震化、避難地の整備、各種防災資機材の整備等をより一層推進する必要性が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に向けていかなければならない。

よって、国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震財特法（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律）」の延長について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月22日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、総務大臣、財務大臣、消防庁長官、林野庁長官、水産庁長官、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）。

以上であります。どうかよろしく願いいたします。

（1番議員降壇）

○議長 大原龍彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第9 議案第48号「ヒブワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○9番 黒川勝好君

ご提案申し上げます。

議案第48号「ヒブワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成21年6月22日提出。

提出者、蟹江町議会議員、黒川勝好。

賛成者、以下、小原喜一郎、中村英子、奥田信宏、高阪康彦、松本正美。

意見書を朗読させていただきます。

ヒブワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書(案)。

細菌性髄膜炎の日本での患者数は、毎年約1,000人にのぼると推定されている。この約6割強がヒブ(Hib=インフルエンザ菌b型)によるもの、約2割強が肺炎球菌によるもので、この2つの起因菌によるものが全体の約9割を占めている。

細菌性髄膜炎は、非常に予後の悪い疾患であり、迅速な治療が施されても、ヒブの場合で3~5%、肺炎球菌の場合で10~15%の患児が死亡している。生存した場合でも10~20%に脳と神経に重大な損傷が生じ、水頭病、難聴、脳性まひ、精神遅滞等の後遺症を引き起こしている。

細菌性髄膜炎は、早期診断が大変難しい疾病であり、治療には、起因菌に有効な抗生物質を高容量投与するが、近年、特にヒブの薬剤に対する耐性化が急速に進んでおり、適切な治療が難しくなっていることが指摘されている。

ヒブと肺炎球菌による細菌性髄膜炎は、ワクチン接種で予防することができ、ヒブワクチ

ンは世界100カ国以上で承認され、90カ国以上で定期予防接種とされている。ワクチンを定期予防接種化した国々では、発症率が大幅に減少しており、その効果は高い。

日本では、2008年12月ようやくヒブワクチンが発売された。しかし、定期予防接種化されていない。任意接種のため、最大4回の接種で約3万円の自己負担となる。子育て世代にとっては重い負担と言わざるを得ない。

ヒブワクチンの定期接種化により、国内の細菌性髄膜炎の多くを防ぐことができる。早期発見が難しく、迅速な治療を施しても予後が悪く、さらに薬剤耐性の高まりによる治療の困難化が指摘されている細菌性髄膜炎は、早期に定期予防接種化することが重要である。

よって、国においては、速やかに細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌b型によるもの）を予防接種法による定期接種対象疾病（一種疾病）に位置づけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月22日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済財政政策担当大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上であります。よろしく願いをいたします。

（9番議員降壇）

○議長 大原龍彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第10 議案第49号「肺炎球菌ワクチンの早期承認と定期予防接種化を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

提案をさせていただきます。

議案第49号「肺炎球菌ワクチンの早期承認と定期予防接種化を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成21年6月22日提出。

提出者、蟹江町議会議員、小原喜一郎。

賛成者、中村英子君、奥田信宏君、高阪康彦君、松本正美君、黒川勝好君。

以上でございます。

案文を朗読することによって提案とさせていただきます。

肺炎球菌ワクチンの早期承認と定期予防接種化を求める意見書(案)。

細菌性髄膜炎の日本での患者数は、毎年薬1,000人にのぼると推定されている。その約6割強がヒブ(Hib=インフルエンザ菌b型)によるもの、約2割強が肺炎球菌によるもので、この2つの起因菌によるものが全体の約9割を占めている。

細菌性髄膜炎は、早期診断が大変難しい疾病であり、治療には、起因菌に有効な抗生物質を高容量投与するが、近年、特にヒブの薬剤に対する耐性化が急速に進んでおり、適切な治療が難しくなっていることが指摘されている。

細菌性髄膜炎は、非常に予後の悪い疾患であり、迅速な治療が施されても、ヒブの場合で3~5%、肺炎球菌の場合で10~15%の患児が死亡している。生存した場合でも10~20%に脳と神経に重大な損傷が生じ、水頭病、難聴、脳性まひ、精神遅滞等の後遺症を引き起こしている。

ヒブと肺炎球菌による細菌性髄膜炎は、ワクチン接種にて予防することができ、ワクチンは、世界100カ国以上で承認され、90カ国以上で定期予防接種とされている。ワクチンを定期予防接種化した国々では、発症率が大幅に減少しており、その効果は高い。

肺炎球菌については、肺炎球菌ワクチン(7価ワクチン)が世界80カ国以上で承認され、米国やオーストラリア等で定期接種されており、これらのワクチンを定期予防接種化した国々では発生率が大幅に減少しており、効果は高い。しかし、日本では乳幼児に使用できる肺炎球菌ワクチン(7価ワクチン)は現在、治験を終え承認審査段階にある。

既に認可されているヒブワクチンと併せて、肺炎球菌ワクチンを定期接種化することにより、国内の細菌性髄膜炎の多くを防ぐことができる。早期発見が難しく、迅速な治療を施しても予後が悪く、さらに薬剤耐性の高まりによる治療の困難化が指摘されている細菌性髄膜炎は、早期に定期予防接種化することが重要である。



よって、国においては、肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）の早期薬事法承認のための手立てを講じるとともに、速やかに細菌性髄膜炎（肺炎球菌によるもの）を予防接種法による定期接種対象疾患（一類疾病）に位置づけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月22日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済財政政策担当大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

（7番議員降壇）

○議長 大原龍彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第11 議案第50号「「核兵器廃絶」を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

中村英子君、ご登壇ください。

（8番議員登壇）

○8番 中村英子君

ご提案申し上げます。

議案第50号「「核兵器廃絶」を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成21年6月22日提出。

提出者、蟹江町議会議員、中村英子。

賛成者、蟹江町議会議員、奥田信宏、高阪康彦、松本正美、黒川勝好、小原喜一郎でございます。

意見書を朗読することによって提案にかえさせていただきます。

「核兵器廃絶」を求める意見書（案）。

2010年春の核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けて、核兵器のない世界を実現するために、国内外で大きな努力が求められている。

2000年5月、核保有5カ国政府は、「自国の核兵器の完全廃絶」を「明確な約束」として受け入れ、世界は核兵器廃絶の希望をもって新たな世紀を迎えた。しかし、今なお世界には膨大な核兵器が維持・配備され、核使用を示唆する発言さえ繰り返されている。

こうした状況を打開するために、日本政府には広島・長崎の人類史上未曾有の惨劇を体験した唯一の被爆国として、核兵器の廃絶の努力を世界に呼びかけ、促進する強い義務がある。

また、その努力を实らせるためには、みずからも証として「核兵器をもたず、つくらず、持ち込まさず」の非核三原則を遵守し、世界に範を示さなければならない。

オバマ米大統領が、「核兵器のない世界」を呼びかけ、「核兵器を使用した唯一の核保有国として、米国には行動すべき道義的責任がある」とのプラハ演説での表明を真摯に実行されるよう期待するものである。

よって、政府に対し次の措置を求める。

1 2010年春の核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けて、核保有国が2000年5月の核兵器廃絶の「明確な約束」を実行し、核保有国を始めすべての国の政府がすみやかに核兵器禁止・廃絶条約の交渉を開始し、締結すること。

2 「核兵器廃絶の提唱・促進」と「非核三原則の厳守」をあらためて国連総会や日本の国会など内外で宣言し、各国政府に通知し、核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけること。

3 現在、核問題で一番の憂慮は、隣国の朝鮮民主主義人民共和国の問題であり、朝鮮民主主義人民共和国の核保有疑惑の解明と廃棄とともに、核関連施設の廃絶を国連と6カ国協議を通じ働きかけを強めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月22日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、外務大臣。

以上でございます。よろしく願いいたします。

（8番議員降壇）

○議長 大原龍彦君

提案説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第12 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で平成21年第2回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時10分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

大原龍彦

2 番 議 員 伊 藤 俊 一

3 番 議 員 山 田 邦 夫